

告 示

埼玉県告示第千十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団みずの会 介護支援サービス すすらん	事業所所在地	所沢市中新井二―八七―二	所沢市中新井四―二七―一五	居宅介護支援
株式会社星医療酸器 埼玉営業所	事業所所在地	北本市荒井四―一五―一	桶川市赤堀二―一三―	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与
シノテクス株式会社	事業所所在地	坂戸市千代田二―一四―五	坂戸市千代田一―一―二九 第五武井ビル二〇二	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

ミアヘルサ 定期巡回サービス 和光	新倉高齢者福祉センター	ミアヘルサ ケアプ ラン和光	ミアヘルサ デイサービス 和光	ミアヘルサ ホームヘルプ 和光	ミアヘルサ 訪問看護ステーション 和光	和光市北第二地域包括支援センター	和光市北地域包括支援センター	ニチイケアセンター 志木中宗岡
事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地
○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	二区東京都千代田 九区神田駿河台
市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	四区東京都千代田 六区神田駿河台
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	通所介護	訪問介護	訪問看護 介護予防訪問看護	介護予防支援	介護予防支援	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護